

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
の翌日)

目次

◇人委規則 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

人事委員会規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 前各号に掲げる業務に類する業務で、人事委員会が定めるもの

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第一条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥

取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「医師の証明等に基づき」を削り、同条第十五号中

「五日以内」を「一週間以内」に改める。

（県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正）

第二条 県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県

人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「医師の証明等に基づき」を削り、同条第十七号中

「五日以内」を「一週間以内」に改める。

附則

この規則は、昭和四十六年八月一日から施行する。